

経済産業省

平成24・05・02貿局第2号
輸出注意事項24第34号

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達を次のように定める。

平成24年5月15日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

包括許可取扱要領の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成24年7月1日から施行する。

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可</p> <p>(1) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の申請者</p> <p>特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>① 「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項を全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。以下「輸出管理内部規程」という。）の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）から「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程受理票（以下「輸出管理内部規程受理票」という。）及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（以下「チェックリスト受理票」という。）の交付を受けている者。</p> <p>ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、<u>特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可</u>を行う場合における評価対象としない。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の範囲</p> <p>①特別一般包括輸出許可</p>	<p>(略)</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可</p> <p>(1) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の申請者</p> <p>特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>① 「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項を全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。以下「輸出管理内部規程」という。）の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）から「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程受理票（以下「輸出管理内部規程受理票」という。）及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（以下「チェックリスト受理票」という。）の交付を受けている者。</p> <p>ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、特別一般包括輸出許可を行う場合における評価対象としない。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の範囲</p> <p>①特別一般包括輸出許可</p>

特別一般包括輸出許可の範囲は次の(i)又は(ii)に該当する輸出とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特別一般包括輸出許可は適用できない。

(i) (略)

(ii) (略)

②特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可の範囲は次の(i)又は(ii)に該当する取引とする。なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

(i) (略)

(ii) (略)

(4)～(7) (略)

3～8 (略)

II～VI (略)

(別表1)～(別表8) (略)

[別表A] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／
 特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス
 [2の項]～[9の項] (略)
 [10の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域
(略)			
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第5項第1号に該当するもの	特別一般 一般	<u>特別一般</u>	—
(略)			

特別一般包括輸出許可の範囲は次の①又は②に該当する輸出とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特別一般包括輸出許可は適用できない。

(i) (略)

(ii) (略)

②特別一般包括役務取引許可の範囲

特別一般包括役務取引許可の範囲は次の①又は②に該当する取引とする。なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

(i) (略)

(ii) (略)

(4)～(7) (略)

3～8 (略)

II～VI (略)

(別表1)～(別表8) (略)

[別表A] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／
 特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス
 [2の項]～[9の項] (略)
 [10の項]

外為令別表項番	提供地		
	い地域①	と地域②	ち地域
(略)			
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第5項第1号に該当するもの	特別一般 一般	<u>一般</u>	—
(略)			

[11の項]～[15の項] (略)

注1)～注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙抜粋)

仕向地及び 地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域②	ち地 域
(略)										
マカオ			○		<u>○</u>	—		○	○	
(略)										

様式第1～様式第25 (略)
 様式a～様式aの2 (略)
 記載例1 (略)

[11の項]～[15の項] (略)

注1)～注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙抜粋)

仕向地及び 地域名 国・地域名	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域②	ち地 域
(略)										
マカオ			○		—	<u>○</u>		○	○	
(略)										

様式第1～様式第25 (略)
 様式a～様式aの2 (略)
 記載例1 (略)